平成２１年（フ）第１５９０号
千葉県船橋市行田町373番地９
破産者　有限会社オーグル
１　決定年月日　平成22年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５９１号
千葉県船橋市上山町１丁目88番地１　ルーラルタウン壱番館Ｂ棟305号、開始決定時の住所千葉県船橋市行田町373番地９
破産者　小野　裕之
１　決定年月日　平成22年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第８０７号
長崎県長崎市大黒町11番４号
破産者　株式会社ミツエ
１　決定年月日　平成22年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２号
千葉市緑区高田町2123番地11
破産者　有限会社山喜興業
１　決定年月日　平成22年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第２７７号
静岡県富士市鈴川東町２番16号
破産者　有限会社マルコー
１　決定年月日　平成22年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第２６２号
奈良県北葛城郡河合町大字穴闇494番地１
破産者　株式会社森健組
１　決定年月日　平成22年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第２４７号
愛媛県四国中央市村松町778番地
破産者　有限会社三島建材
１　決定年月日　平成22年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

平成２０年（フ）第２６８号
北海道釧路市鳥取南７丁目２番15号
破産者　まつだ食品工業株式会社
１　決定年月日　平成22年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第３１７号
岩手県北上市大通り１丁目３番１号
破産者　株式会社ホテルニューヴェール北上
１　決定年月日　平成22年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第２１４号
千葉県船橋市栄町２丁目４番14号
破産者　株式会社味健
１　決定年月日　平成22年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８６８号
千葉県佐倉市中志津１丁目24番24号
破産者　長谷川　滿
１　決定年月日　平成22年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５３２号
千葉市美浜区真砂２丁目２番１棟205号
破産者　堀内　篤胤
１　決定年月日　平成22年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３９号
千葉県船橋市藤原６丁目26番４―1302号
破産者　佐藤　憲二
１　決定年月日　平成22年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第３４８２号
横浜市南区井土ケ谷上町３番20号
破産者　株式会社伸栄サービス
１　決定年月日　平成22年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６４号
横浜市中区山下町24番地８
破産者　株式会社Ｊｏｙ　Ｐｌａｎｎｉｎｇ　Ｍｏｖｅｍｅｎｔ
１　決定年月日　平成22年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４１５号
福井市春山２丁目１番３号
破産者　株式会社フロンティア
１　決定年月日　平成22年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４６２号
福井県鯖江市神明町５丁目５番20号
破産者　株式会社栄伸
１　決定年月日　平成22年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０号
福井市中央１丁目１番７号
破産者　株式会社三律
１　決定年月日　平成22年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５４号
長野県松本市大字芳川村井34番地３
破産者　有限会社大徳建設
１　決定年月日　平成22年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２３２８号
京都市中京区西ノ京右馬寮町11番地の17
破産者　才本電気工事株式会社
１　決定年月日　平成22年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第８２３１号
大阪府池田市旭丘２丁目４番17号
破産者　株式会社高木組
１　決定年月日　平成22年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５９号
兵庫県姫路市延末295番地
破産者　有限会社喜多商店
１　決定年月日　平成22年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第９２５号
兵庫県姫路市香寺町香呂202番地
破産者　内陸建設株式会社
１　決定年月日　平成22年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部